

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月9日
【会社名】	株式会社技研製作所
【英訳名】	GIKEN LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 北村 精男
【本店の所在の場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 藤崎 義久
【最寄りの連絡場所】	高知県高知市布師田3948番地1
【電話番号】	(088)846-2933
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 藤崎 義久
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 969,876,765円 (注) 募集金額は、発行価額の総額であり、平成29年6月2日 (金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通 株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

**第一部【証券情報】****第1【募集要項】****1【新規発行株式】**

種類	発行数	内容
普通株式	379,500株	完全議決権株式で、株主の権利に特に制限のない株式 単元株式数 100株

(注) 1 平成29年6月9日(金)開催の取締役会決議によります。

2 本募集とは別に、平成29年6月9日(金)開催の取締役会において、当社普通株式930,000株の一般募集(以下「一般募集」という。)及び当社普通株式1,600,000株の売出し(以下「引受人の買取引受による売出し」という。)を行うことを決議しております。また、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から379,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」といい、一般募集及び引受人の買取引受による売出しと併せて以下「本件募集売出し」という。)を行う場合があります。

3 本募集は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当増資(以下「本第三者割当増資」という。)であります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

## 2【株式募集の方法及び条件】

## (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	379,500株	969,876,765	484,938,383
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	379,500株	969,876,765	484,938,383

(注)1 本募集は、前記「1 新規発行株式」(注)3に記載のとおり、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社を割当先として行う第三者割当の方法によります。なお、当社と割当予定先との関係等は以下のとおりであります。

割当予定先の氏名又は名称		野村證券株式会社	
割当株数		379,500株	
払込金額		969,876,765円	
割当予定先の内容	本店所在地	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	
	代表者の氏名	代表執行役社長 森田 敏夫	
	資本金の額	10,000百万円	
	事業の内容	金融商品取引業	
	大株主	野村ホールディングス株式会社 100%	
当社との関係	出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	-
		割当予定先が保有している当社の株式の数 (平成29年2月28日現在)	3,125株
	取引関係	一般募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社	
	人的関係	-	
当該株券の保有に関する事項		-	

- 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- 発行価額の総額、資本組入額の総額及び払込金額は、平成29年6月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
未定 (注)1	未定 (注)1	100株	平成29年7月24日(月)	該当事項はあ りません。	平成29年7月25日(火)

(注)1 発行価格については、平成29年6月19日(月)から平成29年6月22日(木)までの間のいずれかの日に一般募集において決定される発行価額と同一の金額といたします。なお、資本組入額は資本組入額の総額を新規発行株式の発行数で除した金額とします。

- 2 本第三者割当増資においては全株式を野村證券株式会社に割当て、一般募集は行いません。
- 3 野村證券株式会社は、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の取得予定株式数につき申込みを行い、申込みを行わなかった株式については失権となります。
- 4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込みをし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価格を払込むものとします。

## (3)【申込取扱場所】

場所	所在地
株式会社技研製作所 本店	高知県高知市布師田3948番地1

## (4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社四国銀行 木屋橋支店	高知県高知市菜園場町1番21号

## 3【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4【新規発行による手取金の使途】

## (1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
969,876,765	2,000,000	967,876,765

- (注) 1 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 払込金額の総額は、平成29年6月2日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

## (2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額上限967,876,765円については、本第三者割当増資と同日付をもって取締役会で決議された一般募集の手取概算額2,358,773,100円と合わせ、手取概算額合計上限3,326,649,865円について、1,145,000,000円を平成30年8月末までに圧入機製品群<sub>1</sub>の研究開発資金に、1,435,000,000円を平成30年8月末までに建設機械事業におけるレンタル用機械増産のための資金の一部に、残額を平成30年8月末までに高知本社における展示ホール等の施設<sub>2</sub>の整備資金の一部にそれぞれ充当する予定であります。

- 道路橋、上下水道管、港湾施設、河川・海岸堤防など老朽化した社会インフラの更新及び補強工事並びに災害に強い国土づくりに向けた耐震補強工事に対応し、かつ圧入施工をさらに効率的に行うことを可能とする機能を実装した圧入機製品群であります。
- 中期経営計画の実現に向けた高知本社の施設整備のうち、当社独自の工法や先端技術を可視化し、来場者に理解していただくための施設であります。

なお、「第三部 参照情報 第1 参照書類 1 有価証券報告書(第35期)」の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画 (1) 重要な設備の新設等」に記載した当社グループの設備投資計画は、本有価証券届出書提出日(平成29年6月9日)現在(ただし、既支払額については平成29年4月30日現在)、以下のとおりとなっております。

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定額		資金調達 方法	着手年月	完了予定年月	完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)				
提出会社	本社工場ほか 各工場、事業所	建設機械事業	レンタル用 機械	4,350	1,735	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年9月	平成30年8月	-
	本社 (高知県高知市)	建設機械事業	展示ホール 及び事務所 等	1,919	2	自己資金、 借入金及び 増資資金	平成28年11月	平成30年8月	-

- (注) 1 上記金額には、消費税等は含まれておりません。  
 2 完成後の増加能力は、合理的な算定が困難であるため記載しておりません。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

#### オーバーアロットメントによる売出し等について

当社は、平成29年6月9日（金）開催の取締役会において、本第三者割当増資とは別に、当社普通株式930,000株の一般募集（一般募集）及び当社普通株式1,600,000株の売出し（引受人の買取引受による売出し）を行うことを決議しておりますが、一般募集及び引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該募集及び売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から379,500株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。本第三者割当増資は、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために行われます。

また、野村證券株式会社は、本件募集売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成29年7月18日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、本件募集売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

## 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部【参照情報】

### 第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

#### 1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第35期（自 平成27年9月1日 至 平成28年8月31日）平成28年11月30日関東財務局長に提出

#### 2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第1四半期（自 平成28年9月1日 至 平成28年11月30日）平成29年1月13日関東財務局長に提出

#### 3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第36期第2四半期（自 平成28年12月1日 至 平成29年2月28日）平成29年4月14日関東財務局長に提出

#### 4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成29年6月9日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成28年12月1日に関東財務局長に提出

#### 5【訂正報告書】

訂正報告書（上記1 有価証券報告書の訂正報告書）を平成29年6月9日に関東財務局長に提出

### 第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（訂正報告書により訂正された内容を含む。以下同じ。）及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後本有価証券届出書提出日（平成29年6月9日）までの間に於いて、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について生じた変更その他の事由はありません。

以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年6月9日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

#### [事業等のリスク]

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、提出日現在において当社グループが判断したものであります。

##### (1) 当社グループが属する市場環境について

当社グループは、国民の視点から見た「建設工事のあるべき姿」を環境性、安全性、急速性、経済性、文化性の五つの要件に集約した「建設の五大原則」として定め、これに則って建設市場の状況に左右されにくい機械・工法の開発を目指しており、当社グループの機械・工法が建設業界を革新する大きな潮流となると確信しております。

しかしながら、国内外の建設市場の状況、特に公共投資の動向は当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (2) 海外事業について

当社グループは、海外において欧州・アジア・米国にそれぞれ100%子会社を拠点として置き、積極的に事業展開を進めております。また、各国個別の建設市場状況に影響を受けにくい普遍的要素に則った事業展開を行うべく、構造物の企画・計画から、構造設計、構造部材・機械システムの開発、施工・施工管理、さらには完成した構造物の維持管理までをトータルパッケージで市場に提供する体制の準備を進めております。

しかしながら、異文化の下での商慣行の違い、為替レートの変動、各国政府ごとの法制度や規制の変更等は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (3) 自然災害等について

自然災害等に対しては当社グループの重要な事業課題として国土防災を実現する新工法提案を行うなど、積極的な開発、提案等を進めております。また、今後の大きな自然災害等に対しても、当社グループ内での危機管理規程に基づく緊急事態への備えを確立し、事業継続を長期的なビジョンで実現する新規プロジェクト構築の準備を進めております。

しかしながら、当社グループの機械・工法の開発拠点、機械装置の主たる製造拠点が高知県にあり、南海トラフ巨大地震等の発生をはじめとする重大な自然災害、感染症など深刻かつ広範囲にわたる社会的な悪影響が発生した場合においては、当社グループおよびサプライチェーンや社会全体の混乱から、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 製造環境について

当社は機械の製造については機械設計を自社で行い、製造は社外の協力提携企業への外注で対応しており、納期管理や品質管理方法に対する基準の徹底、製造コストや需要の変動に応じた外注先の拡大等で生産体制の維持を図っております。

しかしながら、素材やエネルギーコストの変動、予期せぬ製品の不具合、調達先および外注先の納期・コスト・品質等の取引条件の変動が生じた場合には、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## (5) 法的規制等について

当社グループは圧入工事業において法的規制を受けており、その主要な許認可等は下記のとおりです。当社グループでは現時点において、許認可等の取消または更新欠落の事由に該当する事実はありません。しかしながら、将来、何らかの理由により許認可等の取消等があった場合には、当社グループの事業遂行に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

取 得 年 月	株式会社技研製作所		株式会社技研施工
	平成28年 7月	平成28年 6月	平成27年 6月
許 認 可 等 の 名 称	特定建設業許可	一級建築士事務所	特定建設業許可
所 管 官 庁 等	国土交通大臣	高知県	国土交通大臣
許 認 可 等 の 内 容	国土交通大臣許可 (特-28)第19752号	高知県知事登録 (第1107号)	国土交通大臣許可 (特-27)第14570号
有 効 期 限	平成33年 7月 3日 (5年ごとの更新)	平成33年 6月22日 (5年ごとの更新)	平成32年 6月28日 (5年ごとの更新)
法 令 違 反 の 要 件 及び主な許認可取消事由	不正な手段による許可の取得 や役員等の欠格条項違反に該 当した場合等 (建設業法第29条)	建築士事務所の開設者がその 建築士事務所の業務に関し不 正な行為をしたとき等 (建築士法第26条第2号)	不正な手段による許可の取得 や役員等の欠格条項違反に該 当した場合等 (建設業法第29条)



## (6) 環境規制について

当社グループの製品は環境に配慮した設計で排出ガス規制と騒音規制に適合しております。これらの規制に関する当社グループの届出の内容は下記のとおりです。

当社グループでは、最新の排出ガス規制への適合に加えて、低騒音建設機械の指定、生分解性作動油の使用など、建設機械の環境対策に関して先駆的に取り組んでおります。今後も積極的に環境に配慮した製品開発を進めてまいります。下記届出の取消事由に抵触した場合は、当社グループの製品の開発、生産、販売及びサービス活動等に支障をきたし、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

届出の名称	届出先	法律名	取消事由
低騒音建設機械の指定 ( )	国土交通省	低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規程	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正の手段により型式指定を受けた場合</li> <li>・指定機械が左記規程第2条第1項の騒音基準値又は第2項の振動基準値に適合しなくなった場合</li> <li>・製造の中止、商号、機械名称の変更の届出を怠った場合</li> <li>・指定機械の製造が中止になってから相当期間が経過した場合</li> <li>・騒音基準値が変更されてから相当期間を経過した場合</li> </ul>
特定特殊自動車型式届出書 ( )	環境省	特定特殊自動車排出ガス規制法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基準に適合しなくなった場合 (当該特定特殊自動車の排気管から大気中に排出される排出ガスの光吸収係数が<math>0.50m^{-1}</math>を超えないもの)</li> </ul>

( ) いずれも株式会社技研製作所が届出を行っております。なお、いずれも有効期限は規定されていません。

## (7) 情報、知財管理等について

当社グループは開発型企业として圧入工法の開発を継続的に進め、新工法の提案を行っており、建設市場の基礎分野で存在価値の向上に努めております。新工法の開発、提案、実現の積み重ねは、発明を含む重要な技術情報や特殊な営業情報を保有することになります。それら知的財産や営業情報等の機密情報の管理については細心の注意を払い、関連情報の改ざん、漏洩、滅失、第三者の不正使用等の情報管理に関する事故が無いように適切な措置を講じております。

しかしながら、想定外の情報管理に関する事故や、開発の範囲の拡大に伴う予期せぬ権利侵害が発生した場合は、当社グループの経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

## 第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社技研製作所 本店

(高知県高知市布師田3948番地1)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第五部【特別情報】

該当事項はありません。